

# 平塚市個人情報保護条例(条例)の、改正個人情報保護法(法)への

## 一本化にかかる Q&A

**Q 1** なぜ、今まで国と市では違う法体系で個人情報保護制度を運用していたのですか？

A 1 個人情報保護の機運が高まり、最初に個人情報保護制度として確立したのは地方公共団体でした。その後、国が各地方公共団体を追いかける形で、国や独立行政法人ごとの個人情報保護制度を制定したためです。

**Q 2** 各市で条例を個々に定めているのに、なぜ法に一本化されるのでしょうか？

A 2 急速に発展するデジタル化、グローバル化に伴い、データの流通の質・量の増大へ対応するためです。期待される効果として、次の事項が挙げられます。

- (1) 個人情報の有用性に配慮した個人の権利の保護
- (2) 政治的中立の立場である独立行政委員会であり、国際的制度調和を担う個人情報保護委員会による法の一元的な解釈と運用
- (3) 行政サービスの安全性・信頼性を含めた質の向上
- (4) 行政事務や国民の権利保護に係る統一的基準の適用
- (5) 官民連携・地域間連携の促進

**Q 3** 法に一本化されることで、市で保有する個人情報の取り扱いについて疑義が生じた時は、どのようにしますか？

A 3 これまでは、条例第48条により、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、例えば、本人の同意がなく法令に決まりがない場合の個人情報の取り扱いについて、学識経験者等からなる審議会への意見を伺いながら、進めてまいりました。

法への一本化により、全国一律の取り扱いがなされ、疑義がある場合に意見を伺う先は、国の外局である個人情報保護委員会になります。

**Q 4** 条例が法による扱いになることで、市での個人情報のやりとりに影響がありますか？

A 4 市民の皆様が行う手続きと、個人情報の漏えいの防止の仕組みに変更はありません。

例えば、個人情報を記入した申込用紙等の保管はこれまで通り厳重にし、その開示、利用停止等の手続きに変更はなく、漏えい防止の仕組みも、従来の方法を継続することになります。

**Q 5** 法が施行されることにより、個人情報保護の水準が後退することになりませんか？

A 5 法が施行されたとしても、従来の内部統制の仕組みを継続するようにします。さらに、個人情報保護委員会から適切な助言を受けることができるようになるため、従来の内部統制の仕組みをさらにより良くし、市民の皆様の個人情報を適切に保護できるように検証することとなります。

**Q 6** 保有個人情報開示請求により決定した内容に不服がある場合には、今後も審査請求はできるのでしょうか？

A 6 従来の条例と変わらず、開示請求者には審査請求権が付与されるため、決定に不服がある場合は引き続き審査請求ができることとなります。

**Q 7** 個人情報取扱事務登録簿が廃止されますが、市民の知る権利は確保されるのでしょうか？

A 7 法施行により個人情報ファイル簿を作成することが義務付けられます。従来の個人情報事務登録簿は事務ごとに作成されるものですが、個人情報ファイル簿はその事務で取り扱うファイルごとに作成され、より細分化されるため、その存在及び利用実態を明確に市民の皆様に公表できるようになります。

**Q 8** 市と民間事業者の個人情報保護制度を一つの法律にまとめることにより、悪意ある民間事業者が、市が保有する個人情報を悪用することはありませんか？

A 8 ご心配の必要はないかと思われます。従来から市も民間事業者も個人情報を保護しなければならないと、各法令等により定められていたものを、一つの法にまとめ、市及び民間事業者も同じ水準で個人情報を保護するようになります。

**Q 9** 条例から法に切り替わることで、個人情報漏えいや悪用などの危険性は高まりませんか？

A 9 ご心配の必要はないかと思われます。これまで平塚市は、条例に基づいて個人情報保護制度を運用してきましたが、法施行後は個人情報保護委員会による指導及び監督を受けることができるため、適切な助言を受け、市民の皆様の個人情報をより適切に管理できることとなります。

**Q 10** 市の業務を委託している事業者が個人情報を漏えいする危険性が増加しませんか？

A 10 市も事業者も同じ法律により個人情報を保護することになるため、そのような危険性は、より低減されることと期待されます。

**Q 1 1 災害時に安否不明者の情報を公表する時の、個人情報の取り扱いはどうなりますか？**

A 1 1 災害時において、人命の救助が優先される時に、安否不明者の情報を公表することについて、これまで各市町村が独自に判断してまいりましたが、法により公表基準が統一されます。

【A 1 1 に修正すべき事項がありますので、次のとおり修正します。 令和4年7月12日】

A 1 1 法による公表基準の統一については、防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会で協議継続中であり、現在のところ、行政機関の長が公表について判断することとされております。

**Q 1 2 行政機関等匿名加工情報を導入すること、または導入を見送ることによる弊害はありませんか？**

A 1 2 行政機関等匿名加工情報を導入したとしても、市民の皆様の個人情報を悪用されることはありません。個人を特定できないように加工した情報を民間の研究機関等が用いることとなりますが、どんな解析をしたとしても個人が特定されることはできないためです。

また、平塚市では法の施行に合わせて行政機関等匿名加工情報の導入を見送る予定としております。神奈川県内では政令指定都市が法の施行に合わせて導入することになっているため、平塚市での導入に向けて検証を重ねていく予定です。